

関係用語・定義集

国民健康保険事業費納付金		国民健康保険運営のため、市町村が都道府県に納付するもの。納付金の額は、都道府県が各市町村の医療費総額や平均所得額等を基に、市町村ごとに算出する。 あま市が翌年度に納付する金額は、仮算定額が11月中旬に、本算定額が翌11月中旬に、愛知県から示される。
	医療分	国民健康保険事業費納付金のうち、後期支援分及び介護分の納付に要する費用を除いたもの
	後期支援分	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、社会保険診療報酬支払基金に納付するもの。
	介護分	介護保険法に基づき社会保険診療報酬支払基金に納付するもの
標準保険税率		納付金の額を踏まえ、都道府県が市町村ごとに示す標準的な保険税率。納付金と同様、仮算定による税率と本算定による税率が、愛知県から示される。 あま市は、県が示した標準保険税率に到達するよう、段階的な税率改定を行っている。
国民健康保険税		医療分・後期支援分・介護分から構成される
	医療分	国民健康保険税のうち、保険給付に充てるもの
	後期支援分	国民健康保険税のうち、後期高齢者医療制度への拠出金に充てるもの
	介護分	40歳～64歳の被保険者のみ課される国民健康保険税で、介護保険料に充てるもの
賦課方式		国民健康保険税を賦課する方法。主なものとして次の各方式がある ○4方式（所得割・資産割・均等割・平等割） ○3方式（所得割・均等割・平等割） 【あま市採用】 ○2方式（所得割・均等割）
	所得割	被保険者の所得に対して賦課されるもの
	資産割	被保険者が所有する固定資産に対して賦課されるもの
	均等割	被保険者数に応じて定額が課されるもの
	平等割	世帯数に応じて定額が課されるもの
収納率		国民健康保険税の収納額を調定額で除した割合

関係用語・定義集

国民健康保険税 収納必要額	国民健康保険税として収納する必要がある額。 国民健康保険事業費納付金や保健事業等に要する費用の合算額から、県支出金等を減じて算出。
国民健康保険税 調定額	歳入の内容を調査して収入金額を決定する額（保険税算定額から軽減額・賦課限度額を超える額・減免額を差し引いた額）
愛知県国民健康 保険運営方針	県と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針として、「愛知県国民健康保険運営方針」を策定
決算補てん等を目的とした法定外の一般会計繰入	国民健康保険特別会計における赤字補てん（医療費の増加、保険税の負担緩和を図るため等）のため、一般会計から法定外の公費を繰入れて不足分を補うこと。
国民健康保険税 課税限度額	被保険者の国民健康保険税負担に一定の限度を設けたもの 医療分、後期支援分、介護分ごとに課税限度額を設けている